



最高裁秘書第1112号

平成26年4月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉



司法行政文書不開示通知書

平成26年4月2日付け（4月3日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称

分野別実務修習に参加するために住所又は居所を移転した司法修習生が移転料の支給を受けるためには、新住所地の住民票を必ず提出しなければならないとする法令上の根拠が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、存在しない。